

諮問日 平成19年11月 9日

答申日 平成19年12月18日

答 申

第1 審査会の結論

平成19年10月30日付けで、戸田市長神保国男（以下、「戸田市長」という。）が本件異議申立人（以下、「申立人」という。）に対して行った市道第7059号線道路整備工事に関する設計書（以下、「本件設計書」という。）に係る情報公開請求について、本件設計書の情報の一部（数量計算書及び図面に記載された個人の氏名部分（以下、「個人の氏名部分」という。）、並びに内訳書、施工単価表及び代価表の単価欄及び金額欄記載の各数値部分（以下、「本件情報」という。）を除く部分）のみを公開し、個人の氏名部分及び本件情報を非公開とした決定（以下、「本件部分公開決定」という。）のうち、本件情報を非公開とした部分は違法であり、当審査会としては本件部分公開決定を取り消して本件情報を公開すべきと思料する。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、戸田市長が平成19年10月30日付けで行った本件部分公開決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 申立人は、平成19年10月2日付けで、戸田市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、戸田市長に対して本件設計書に係る情報の公開請求をした。
- (2) 戸田市長は、同請求に対し、平成19年10月30日付けで、本件設計書の情報のうち、個人の氏名部分について公開条例第8条第1号に基づき、

及び本件情報について公開条例第8条第2号に基づき、それぞれ非公開とする本件部分公開決定をし、同決定は、平成19年11月6日付けで、申立人に通知された。

- (3) 申立人は、本件部分公開決定を不服として、平成19年11月6日付けで、公開条例第16条に基づき、戸田市長に対し、本件異議の申立てをした。

第3 申立人及び戸田市の主張

1 申立人の主張

本件部分公開決定を不当とする申立人の主張の要旨は、異議申立書及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

本件設計書は、市が行う工事内容及び入札予定価格を決定する前提の書類であるところ、同工事内容、及び同工事金額の適否を判断するためには、公開された情報以外に、個人の氏名部分及び算定根拠たる設計単価等が全て明らかにされることが不可欠である。本件は、市の予算執行に係る問題であり、個人や法人の利益より市政を監視する公の利益を重視すべきである。市は、平成20年4月以降、本件情報の公開に応じる旨述べているが、それまでに本件の工事金額の支払は終了してしまうため、その時点での公開では遅きに失する。以上から、個人の氏名部分及び本件情報は公開されるべきである。

2 戸田市の主張

本件部分公開を正当とする戸田市の主張の要旨は、情報部分公開決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書、及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

本件設計書記載の個人の氏名部分は個人に関する情報であり、これを公開すると当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、公開条例第8条第1号に基づき、非公開とされるべきである。本件設計書記載の本件情報は、法人が有償で発行する刊行物に掲載されている単価及びこれを推測させる数値が記載

されており、これを公開すると、当該法人の事業活動に著しい不利益を与える
と明らかに認められるため、公開条例第8条第2号に基づき、非公開とされる
べきである。

第4 審査会の判断

審査会は、申立人及び戸田市の主張、申立人及び戸田市から提出された関連文
書、並びに公開条例第13条に基づいて本件情報に係る財団法人経済調査会及び
財団法人建設物価調査会（以下、両法人を、「第三者」という。）から提出された
意見書等を検討した結果、以下の理由により、「1 審査会の結論」の欄記載のと
おりの結論に達した。

1 本件設計書について

本件設計書は、戸田市が市道第7059号線道路整備工事につき作成した書
類であり、予定された工事場所、工事内容、工事金額、及び工事期間等が記載
されている。

2 本件設計書記載の個人の氏名部分について

(1) 公開条例第8条第1号該当性について

公開条例第8条第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとい
う観点から非公開とされる個人に関する情報である。同条項の「特定の個
人が識別され、又は識別されうる情報」とは、個人に関する一切の情報の
うち、特定の個人が明らかに識別でき、又は識別される可能性がある情報
をいうところ、個人の氏名はこれに該当することは明らかである。

(2) したがって、本件部分公開決定のうち、本件設計書記載の個人の氏名部 分を非公開とした部分は相当である。

3 本件設計書記載の本件情報について

(1) 公開条例第8条第2号該当性について

本件情報に係る第三者はいずれも財団法人であり、本件情報は、「法人そ
他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報」に当たること

は明らかである。問題は、本件情報の公開が、第三者の「競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え・・・ると明らかに認められるもの」に当たるか否かであるところ、その判断は、当該情報の内容、法人の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等を総合判断して、客観的になされるべきである。

第三者は、本件情報の内容が独自の調査により取得した工事の積算単価であるところ、需要者等が情報公開請求を繰り返し、無償の手段で第三者の刊行物記載の単価表等の情報を取得し、さらに同情報をインターネット上で流布する可能性があることから、本件情報が公開された場合、第三者の売上が大幅に減少するおそれがある旨主張する。

しかし、①第三者の事業規模は全国にわたる上、本件情報は第三者の刊行物記載の単価表のほんの一部に過ぎないこと、②第三者の刊行物は、第三者財団法人建設物価調査会発行の「土木コスト情報」を除き、埼玉県立図書館に所蔵されており閲覧可能な状態にあること、③第三者の刊行物は、毎月、少なくとも4か月に1度の出版により単価等の情報が変更されうる等の事実が認められる。以上の事実を総合考慮すると、需要者等が情報公開請求を繰り返し、無償で第三者の刊行物記載の単価表等の情報を取得する可能性は低い。したがって、本件情報の公開により、第三者らの売上が大幅に減少するおそれは低いと言わざるを得ない。

よって、本件情報の公開が、第三者の「競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え・・・ると明らかに認められるもの」には客観的に当たらず、本件情報は公開条例第8条2号に該当しない。

この点、埼玉県の技術管理課長から各市町村長等に対し、同課が編集及び発行している、情報公開請求書受付時点の年度分の「土木工事設計単価表」及びこれを用いて作成した「設計図書」につき、埼玉県情報公開条例（以下、「県公開条例」という。）第10条第2号に該当することから、不開示とするよう求める通知がなされており、本件情報もこれに該当する部

分がある。しかし、県公開条例第10条第2号は、法人等の情報の非公開事由につき、「当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定されており、情報公開の制限が公開条例の同条項に比して緩和されている。したがって、本件情報の公開につき、県の通知と異なる結果となることに支障はないものと思料する。

(2) 公開条例第8条第5号該当性について

第三者財団法人経済調査会は、同法人の刊行物記載の単価表等の情報公開により売上が大幅に減少した場合、単価表等を記載した刊行物を値上げせざるを得ず、これにより、これを元にした設計図書の作成を含む市の工事入札業務の適正な執行に支障が生じることが明らかである旨主張する。しかし、前述のとおり、本件情報の公開により第三者の売上が大幅に減少し、第三者の刊行物が値上げされる可能性は低いため、市の工事入札業務の適正な執行に著しい支障が生じることが明らかであるとは言えない。

また、単価等の情報を公開することにより、入札予定価格が推測され、その後の反復・継続する同種の事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあるか否かも問題となりうる。この点、近年は、入札予定価格の事後公表を行い、予定価格の適否や談合の有無について一般の批判にさらし、入札制度の健全化を図る方向性にある。本件においても、市は、第三者作成の単価及びこれを推測させる数値以外は公開している上、本件情報の非公開理由に本条項を掲げていない。したがって、単価等の情報公開は、市の入札制度の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるものではないと思料する。

よって、本件情報は公開条例第8条第5号に該当しない。

(3) 以上から、本件設計書記載の本件情報は、公開条例の各非公開事由に該当しない。したがって、本件部分公開決定のうち、本件情報を非公開とした部分については違法である。

4 以上の次第により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。